

## 患者選定療養の先発医薬品について

### ・先発医薬品（長期収載品）の選定療養

先発医薬品（長期収載品）の選定療養とは令和6年度の診療報酬の改定により、令和6年度10月1日から導入された制度で、患者様が後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）をご希望された際に、その差額の4分の1を選定療養としてご負担していただく仕組みです。

### ・対象となる医薬品

後発医薬品が市販されて5年以上経過した先発医薬品、または後発医薬品への置換率が50%以上を超える先発医薬品が対象となります。

※医師が医療上必要と認める場合や、在庫不足等必要に応じて処方・調剤される場合は対象外となります。

### ・負担金額

長期収載品に価格と後発医薬品の最高価格帯との差額4分の1に消費税を掛けた金額（保険外）と保険内の自己負担額を併せてお支払いいただきます。